

# 鹿児島県地域防災計画

(地震災害対策編)

令和6年4月

 鹿児島県防災会議

沿革	昭和38年7月4日作成	平成28年3月24日修正
	昭和39年7月1日修正	平成29年3月22日修正
	昭和43年8月13日修正	” 4月1日修正
	昭和45年12月1日修正	平成30年3月20日修正
	昭和46年3月30日修正	” 4月1日修正
	昭和47年3月31日修正	平成31年3月15日修正
	昭和48年2月27日修正	” 4月1日修正
	昭和50年2月27日修正	令和元年5月29日修正
	昭和51年2月16日修正	令和2年3月25日修正
	昭和52年2月24日修正	” 4月1日修正
	昭和53年2月23日修正	” 8月18日修正
	昭和54年3月27日修正	” 12月16日修正
	昭和55年3月28日修正	令和3年4月1日修正
	昭和56年3月26日修正	” 5月20日修正
	昭和57年3月29日修正	令和4年1月18日修正
	昭和58年3月31日修正	令和4年4月1日修正
	” 4月25日修正	令和5年1月31日修正
	(原子力防災計画編策定)	令和6年2月16日修正
	昭和60年2月25日修正	” 4月1日修正
	昭和61年4月1日修正	
	昭和62年4月1日修正	
	昭和63年3月4日修正	
	平成元年4月1日修正	
	平成2年4月1日修正	
	平成3年3月22日修正	
	平成4年3月25日修正	
	平成5年3月26日修正	
	平成6年2月17日修正	
	” 5月27日修正	
	平成7年6月5日修正	
	平成8年6月13日修正	
	平成9年3月26日修正	
	(震災対策編策定)	
	平成11年5月27日修正	
	平成13年10月26日修正	
	平成17年1月7日修正	
	平成18年3月27日修正	
	平成20年3月5日修正	
	平成21年5月14日修正	
	平成23年5月2日修正	
	平成24年3月23日修正	
	(地震・津波災害対策編へ編名変更)	
	平成25年3月25日修正	
	(地震災害対策編へ編名変更)	
	(津波災害対策編策定)	
	平成26年3月25日修正	
	平成27年3月19日修正	

# 地震災害対策編目次

## 第1部 総則

第1章 計画の目的等	地震-1
第2章 防災機関の業務の大綱	地震-5
第3章 県民及び事業所の基本的責務	地震-12
第4章 県の地域特性及び地震災害特性	地震-13
第5章 災害の想定	地震-15

## 第2部 地震災害予防

第1章 地震災害に強い施設等の整備	地震-40
第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進	地震-40
第2節 防災構造化の推進	地震-47
第3節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）	地震-53
第4節 公共施設の災害防止対策の推進	地震-56
第5節 危険物災害等の防止対策の推進	地震-65
第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	地震-67
第7節 地震防災研究の推進	地震-68
第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え	地震-69
第1節 防災組織の整備	地震-69
第2節 通信・広報体制（機器等）の整備	地震-75
第3節 地震等観測体制の整備	地震-81
第4節 消防体制の整備	地震-83
第5節 避難体制の整備	地震-88
第6節 救助・救急体制の整備	地震-96
第7節 交通確保体制の整備	地震-103
第8節 輸送体制の整備	地震-108
第9節 医療体制の整備	地震-111
第10節 その他の地震災害応急対策事前措置体制の整備	地震-115

第11節	複合災害対策体制の整備	地震-122
第12節	災害対策基金管理体制の整備	地震-123
第3章	県民の防災活動の促進	地震-124
第1節	防災知識の普及啓発	地震-124
第2節	防災訓練の効果的实施	地震-129
第3節	自主防災組織の育成強化	地震-131
第4節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	地震-134
第5節	防災ボランティアの育成強化	地震-135
第6節	企業防災の促進	地震-139
第7節	要配慮者の安全確保	地震-140

### 第3部 地震災害応急対策

第1章	活動体制の確立	地震-144
第1節	応急活動体制の確立	地震-144
第2節	情報伝達体制の確立	地震-155
第3節	災害救助法の適用及び運用	地震-161
第4節	広域応援体制	地震-165
第5節	自衛隊の災害派遣	地震-171
第6節	技術者、技能者及び労働者の確保	地震-180
第7節	ボランティアとの連携等	地震-184
第8節	災害警備体制	地震-186
第2章	初動期の応急対策	地震-189
第1節	地震情報等の収集・伝達	地震-189
第2節	災害情報・被害情報の収集・伝達	地震-200
第3節	広報	地震-210
第4節	消防活動	地震-215
第5節	危険物の保安対策	地震-217
第6節	水防・土砂災害等の防止対策	地震-219
第7節	避難の指示、誘導	地震-221
第8節	救助・救急	地震-231
第9節	交通確保・規制	地震-233
第10節	緊急輸送	地震-239
第11節	緊急医療	地震-247
第12節	要配慮者への緊急支援	地震-258

第3章 事態安定期の応急対策	地震-263
第1節 避難所の運営	地震-263
第2節 食料の供給	地震-267
第3節 応急給水	地震-272
第4節 生活必需品の給与	地震-274
第5節 医療	地震-279
第6節 感染症予防, 食品衛生, 生活衛生対策	地震-281
第7節 動物保護対策	地震-288
第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	地震-289
第9節 行方不明者の捜索, 遺体の処理等	地震-293
第10節 住宅の供給確保	地震-298
第11節 文教対策	地震-301
第12節 社会秩序の維持, 物価の安定等	地震-304
第13節 義援金・義援物資等の取扱い	地震-306
第14節 農林水産業災害の応急対策	地震-308

第4章 社会基盤の応急対策	地震-312
第1節 電力施設の応急対策	地震-312
第2節 ガス施設の応急対策	地震-315
第3節 上水道施設の応急対策	地震-320
第4節 下水道施設の応急対策	地震-321
第5節 電気通信施設の応急対策	地震-323
第6節 道路・河川等公共施設の応急対策	地震-325
第7節 鉄道施設の応急対策	地震-327
第8節 空港施設の応急対策	地震-329

## 第4部 地震災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧	地震-334
第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	地震-334
第2節 激甚災害の指定	地震-336
第2章 被災者の災害復旧・復興支援	地震-337
第1節 被災者の生活確保	地震-337
第2節 被災者への融資措置	地震-347

## 第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則	地震-364
第1節 推進計画の目的	地震-364
第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域	地震-364
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	地震-364
第4節 南海トラフ地震の想定	地震-365
第2章 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等	地震-368
第1節 活動体制の確立	地震-368
第2節 情報伝達体制の確立	地震-368
第3章 関係者との連携協力の確保	地震-369
第1節 資機材、人員等の配備手配	地震-369
第2節 他機関に対する応援要請	地震-369
第3節 帰宅困難者への対応	地震-370
第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	地震-371
第1節 津波からの防護	地震-371
第2節 津波に関する情報の伝達等	地震-372
第3節 避難対策等	地震-372
第4節 消防機関等の活動	地震-373
第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	地震-373
第6節 交通対策	地震-375
第7節 県自らが管理等を行う施設等に関する対策	地震-375
第8節 迅速な救助	地震-377
第5章 時間差発生等に備えた対応	地震-378
第1節 基本の方針	地震-378
第2節 平時における対策	地震-381
第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	地震-383
第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応（巨大地震警戒対応）	地震-384
第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応（巨大地震注意対応）	地震-393
第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	地震-396
第7章 防災訓練計画	地震-399
第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	地震-400